

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月31日

西米良村長 黒木定藏

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西米良村全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月26日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 0経営体

個人 30経営体

集落営農（任意組織） 0組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

本村においては、高齢化や担い手不足により後継者の確保に困難をきたしている状況にある中で、農地の荒廃も進行している。このようなことから、今後、荒廃農地の有効活用を図ることを目的として、農地の出し手となりえる可能性の高い農家へアンケート調査を実施した結果、農地を提供してもよいと回答のあった方からの農地については農地中間管理事業を活用し、農地の保全を図っていく。また、農地利用状況調査、農地意向調査等の調査結果も踏まえて、農地の貸借促進を進める。農業の荒廃を防ぐことを目的に農作業の受委託する仕組みづくりをする。

6 地域農業の将来のあり方

- ・ 現在、高齢化の進行により担い手が減少していることから、気候・地形の特徴を活かした農業にも取組、Uターン・Iターン者を含めた新規就農者の促進を図る。
- ・ 伝統野菜（米良糸巻大根、伊勢イモ、コンニャクイモ等）の導入と併せて、休耕田への飼料作付の検討と畜産の振興を図る。
- ・ 柚子の作付について、傾斜地の足場の悪い中で農作業している農地があるため、効率も悪い状況である。平地を利用して、低樹高化を行い作業効率の良い環境づくりを図る。
- ・ 今後、中型カラーピーマンの栽培について、村有農地の施設整備を行うので、村内外からの新規就農者の促進を図る。